○沖縄県警察の鑑識技能検定に関する訓令

（平成26年７月14日沖縄県警察本部訓令第23号）

改正平成30年８月１日沖縄県警察本部訓令第15号

（趣旨）

第１条　この訓令は、鑑識技能検定に関する訓令（平成26年警察庁訓令第２号。以下「警察庁訓令」という。）第６条の規定に基づき、沖縄県警察における鑑識技能検定（以下「技能検定」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

（準拠）

第２条　沖縄県警察職員（以下「警察職員」という。）の技能検定については、警察庁訓令、鑑識技能検定実地試験の実施要領の制定について（通達）（平成26年３月12日付け警察庁丁鑑発第192号。以下「警察庁実施要領」という。）に定めるもののほか、この訓令に定めるところによる。

（定義）

第３条　この訓令において使用する用語は、警察庁訓令において使用する用語の例による。

（技能検定の方法）

第４条　初級検定は、筆記試験及び実地試験とし、筆記試験は、記述式若しくは択一式又はこれらを併用して行う。

２　科目別上級検定は、原則として実地試験により行う。

３　総合上級検定は、所属長が作成した総合上級鑑識技能検定内申書（様式第１号。以下「内申書」という。）その他の資料に基づく審査により行う。

（技能検定の実施者等）

第５条　技能検定の実施及び合格者の決定は、警察本部長（以下「本部長」という。）が行う。

２　技能検定は、初級検定及び科目別上級検定については年１回以上行うものとする。

３　技能検定を実施する場合は、刑事部捜査第一課、刑事部鑑識課（以下「鑑識課」という。）及び刑事部科学捜査研究所の職員の中から適当な者を指定し、技能検定の事務の補助をさせるものとする。

（技能検定の対象者）

第６条　技能検定の対象者は、次の各号に掲げる検定の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

（１）　初級検定　警察学校における初任補修科教養課程を修了する前の警察官、初級検定に不合格となった後、おおむね３か月以上の実務経験を有する警察官及び鑑識課に配属され、おおむね１年を経過した警察職員（警察官を除く。）

（２）　科目別上級検定　初級検定取得後、おおむね１年以上の実務経験を有する警察職員で、刑事任用科若しくは鑑識専科において必要な教養を受けたもの又はこれと同等以上の内容の研修を受けているもの

（３）　総合上級検定　科目別上級検定の全てに合格した警察職員で、その者の所属長が内申書により申請したもの

（技能検定の所要時間）

第７条　技能検定の所要時間は、次の各号に掲げる検定の区分に応じ、当該各号に定める

とおりとする。

（１）　初級検定　筆記試験は60分とし、実地試験は80分とする。

（２）　上級検定　80分

（採点基準等）

第８条　技能検定の採点基準は、別に定める。

２　初級検定については、初級鑑識技能検定成績表（様式第２号）に各試験の成績を記載し、結果を確認するものとする。

（合格基準）

第９条　初級検定は、筆記試験及び実地試験とも１科目100点満点とし、平均60点以上を合格とする。ただし、40点未満の科目がある場合は、不合格とする。

２　科目別上級検定は、各科目とも100点満点とし、60点以上を合格とする。

３　総合上級検定は、審査の時点において受検者が明らかにこれに相当する実力を備えていると認めるものを合格とする。

（合格の通知等）

第10条　技能検定の合格者については、鑑識技能検定合格者名簿（様式第３号）により当該合格者の所属長宛てに通知するものとする。

２　刑事部鑑識課長は、前項の鑑識技能検定合格者名簿を鑑識課に備え付け、技能検定の種別ごとの取得状況を明らかにしておかなければならない。

（他の機関が行った技能検定の効力）

第11条　警察庁訓令に基づき他の機関が行った技能検定に合格した者は、この訓令による技能検定に合格した者とみなす。

（警察職員以外の者に対する検定）

第12条　警察庁から警察職員以外の者に対する技能検定の実施依頼があった場合は、この訓令、警察庁訓令及び警察庁実施要領を準用して行うものとする。

（補則）

第13条　この訓令に定めるもののほか、技能検定の実施に関し必要な事項は、本部長が別に定める。